



秋田県公報

目 次

ページ

告示

○皆伐面積の限度(二六五・水と緑の森づくり課)……………1

公安委員会規則

○鉄砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく診断
を行う医師の指定に関する規則(八・生活環境課)……………2

告 示

秋田県告示第二百六十五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成二十一年六月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

同一の単位とされる保安林	皆伐(面積の限度たる面積(残存許容限度))		所在市町村
	水源かん養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)	
米代川上流	一、五八五・七七	七四・四〇	町 鹿角市、小坂町
米代川中流	一、七五〇・五八	一九九・七二	大館市、北秋田市
阿 仁 川	一、五九八・四八	一〇一・三三	北秋田市、上小阿仁村

米代川下流	七四二・八二	九三・九二	能代市、藤里町
水 沢 川	三三六・三五	八二・六三	八峰町
三 種 川	五三・三〇	三四・一三	三種町
馬場目川	二四六・三二	七・六〇	湯上市、五城目町、井川町
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市
太 平 川	一九二・八五	五・七〇	秋田市
雄物川下流	五七四・七七	六八・四九	秋田市、大仙市
玉 川	一、二〇九・二七	九九・一一	仙北市
川 口 川	二四二・六五	三三・一四	大仙市、美郷町
平鹿地区	四七一・五八	六一・八六	横手市
皆 瀬 川	五一・四三	一六九・三四	湯沢市、横手市、東成瀬村
雄物川上流	七一九・六六	一一七・九三	湯沢市、羽後町
子吉川下流	二〇五・三一	五〇・二六	由利本荘市
子吉川上流	五七七・二五	九七・二九	由利本荘市、羽後町
白 雪 川	一八九・〇二	八・三〇	由利本荘市、にかほ市
同一の単位とされる保安林(残存許容限度)(ヘクタール)		皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)(ヘクタール)	所在市町村
八 峰 飛砂防備保安林	九・二二	九・二二	八峰町
能 代 〃	一七・六二	一七・六二	能代市
三 種 〃	〇・四〇	〇・四〇	三種町

男 鹿 飛砂防備保安林	一・九〇	男鹿市
湯 上 北 〃	一・〇四	秋田市、湯上市
秋 田 南 〃	一三・三八	秋田市
由利本荘 〃	六・八八	由利本荘市
に か ほ 〃	〇・一〇	にかほ市
八 峰 防風保安林	〇・九六	八峰町
三 種 〃	〇・二四	三種町
男 鹿 〃	一一・四六	男鹿市
秋 田 南 〃	〇・六二	秋田市
米代川上流干害防備保安林	〇・六四	鹿角市
米代川中流 〃	二三・四二	大館市、北秋田市
阿 仁 川 〃	一・八二	北秋田市
米代川下流 〃	一・九八	藤里町
三 種 川 〃	三二・四二	三種町
馬場目川 〃	四〇・五二	湯上市、井川町
男鹿地区 〃	一・二〇	男鹿市
太 平 川 〃	一・〇〇	秋田市
雄物川下流 〃	七・九〇	秋田市、大仙市
玉 川 〃	四・七四	仙北市
川 口 川 〃	三・二六	大仙市、美郷町

平鹿地区千害防備保安林	二・五六	横手市
皆瀬川	七・〇〇	湯沢市、東成瀬村
雄物川上流	三・五八	湯沢市
子吉川下流	一・一九六	由利本荘市
子吉川上流	二・三四	由利本荘市
白雪川	二・九四	にかほ市
秋田保健保安林	七・六四	秋田市
河辺	〇・六二	秋田市
角館	〇・六四	仙北市
田沢湖	二・五八	仙北市
皆瀬	〇・二八	湯沢市
本荘	〇・二〇	由利本荘市
五城目	二・三八	五城目町

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第8号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づき診断を行う医師の指定に関する規則を次のように定める。

平成21年6月1日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づき診断を行う医師の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の規定に基づき診断を

行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかつている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかつている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

第3条 医師の指定を行ったときは、その医師の氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarainatsuco.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄